

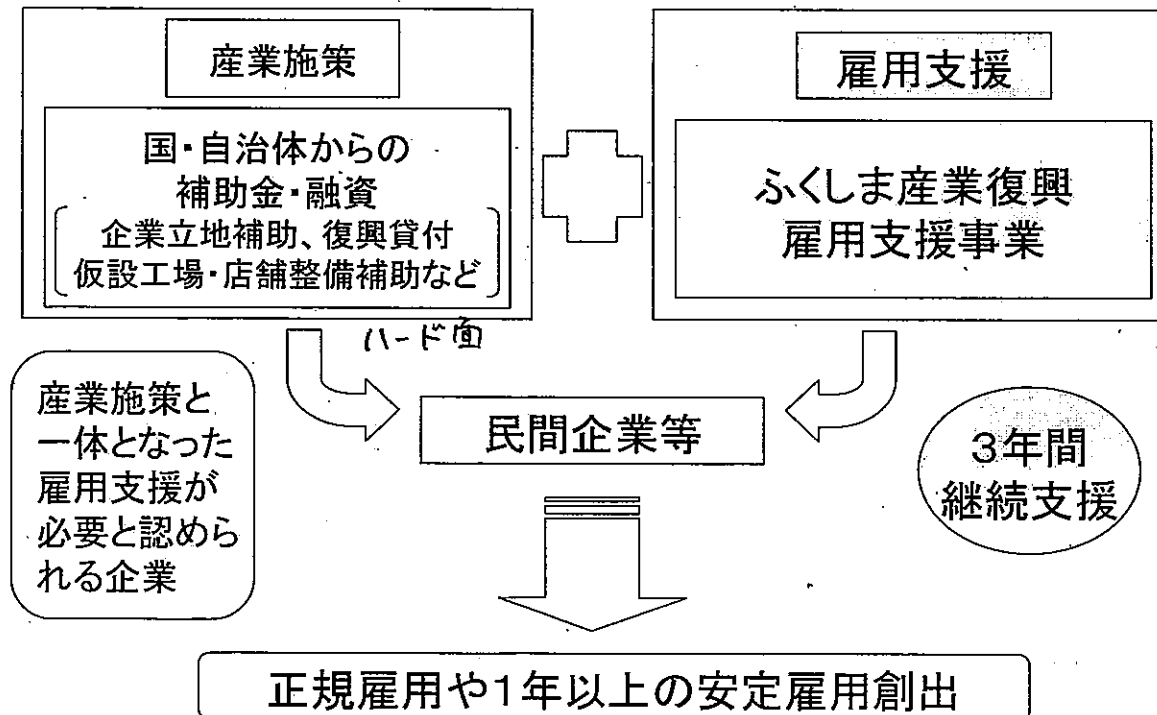


# ふくしま産業復興雇用支援事業 (国事業名: 事業復興型雇用創出事業)の概要

(平成23年度募集分)

平成24年1月  
福島県雇用労政課

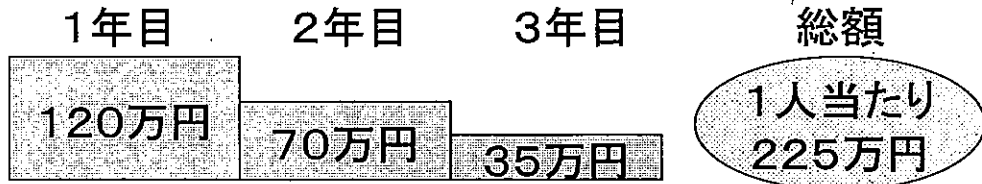
## 事業概要



有期契約であったり、3年間以内

# 事業スキーム

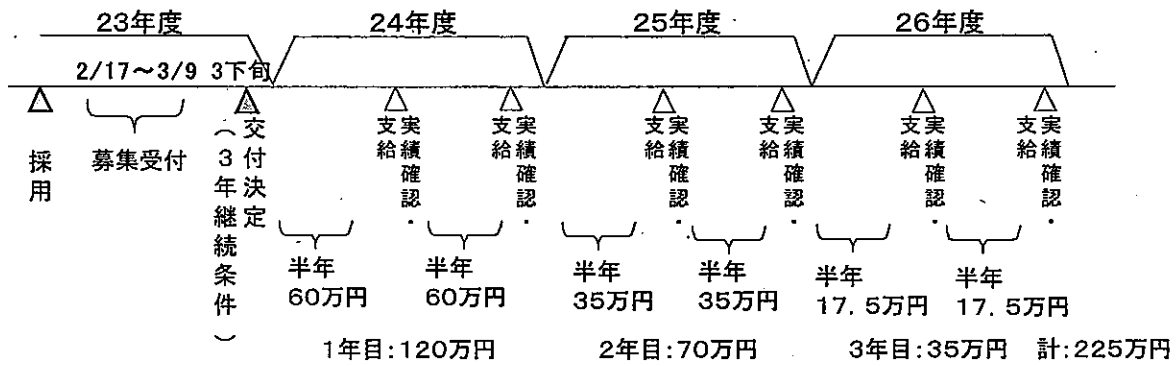
助成金の支給決定企業に対し、3年間継続支援  
1人当たり225万円(3年間)



※再雇用者、短時間労働者は支給額が減額される。

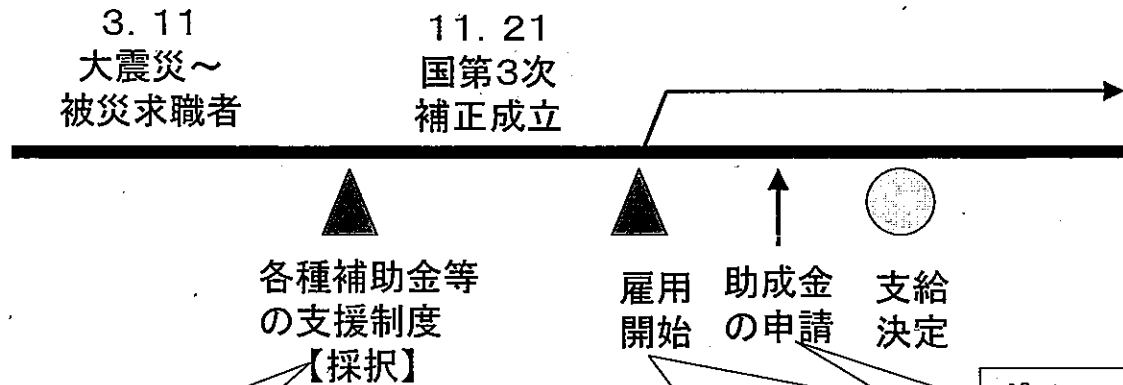
差額は企業負担

雇用実績に基づき半年ごとに助成金を支給



3

# 申請手続きのポイント



**ポイント1**  
国・自治体の補助金・融資を受けていること  
※県内で事業を実施すること  
※補助金・融資の有無で助成額に差がある

**ポイント2**  
国の第3次補正予算成立日以降に被災求職者(福島県民など)を雇用  
〔雇用条件〕  
・正規雇用  
・1年以上の有期雇用(更新可能なもの)  
※3年間継続支援するため  
再雇用者も含まれる(助成金の支給対象者の総雇入れ数の8割まで)

**ポイント3**  
雇用後に支給申請手続きを行う

4

基本的には、補助金・融資を受けている。

## ポイント解説(その1)

新たに県内の被災求職者を雇用し、福島県内の事業所で従事させる場合に助成金を支給できる。

### 被災求職者とは

平成23年3月11日において、県内の災害救助法適用地域に指定されている市町村(県内全市町村)に所在する事業所に雇用されていた者又は当該地域に居住していた求職者

### 県内の事業所とは

震災時には福島県外の被災地域外で事業をしていたが、立地補助金を活用し、福島県内に事業所を設ける場合も含まれます。

県内事業所で従事には、次の場合も含まれます。

- ・事業所再建のための補助金を採択、工場ができるまで他県の工場での研修、福島工場の稼働時に福島県へ異動(県内に居住)
- 24年度内に福島の実業所で勤務できる場合は含まれる。

に

5

## ポイント解説(その2)

区分	対象事業	雇用条件 (申請人数)	支給額
①	国・自治体の補助金・融資の対象として決定された事業(対象となる補助金・融資は限定)を実施する企業(事業所)	事業所の利用しやすさと雇用効果の観点から、現在検討を進めています。詳しくは、募集要領(2月上旬公表)をご覧ください。 <i>検討中</i>	新規雇用・再雇用者 通常の労働者 225万円 短時間労働者 110万円
②	①以外で、地域の地場産業や県が定める成長産業分野等の業種に該当する企業(事業所)		新規雇用 通常の労働者 225万円 短時間労働者 110万円 再雇用者 通常の労働者 200万円 短時間労働者 90万円

復興に  
関するもの

※助成額は、1事業所につき1億円を上限とする。約44名  
短時間労働者は、週20時間以上勤務する者のこと(雇用保険の被保険者となること)。

6

## ポイント解説(その3)

### ①区分の補助金・融資とは

あらかじめリスト化(限定列挙)しているため、該当する補助金・融資であれば助成金の申請対象となります。

- (例)・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
- ・中小企業等復旧・復興支援事業
  - ・産業復興企業立地支援事業
  - ・病院・診療所等災害復旧事業
  - ・成長産業育成資金(設備)

#### 融資の場合の注意点

運転資金→(×)

設備資金→(○)

金銭消費貸借契約証書の「用途」の記載内容等から審査

(参考)24年度の本事業では、23年度中に一度補助金・融資を受けていれば、申請資格を有するものとして扱うことを想定

「このように場合も含む」ということ

7

## ポイント解説(その4)

### ②区分の地場産業等とは

福島県地場産業振興指針に定義された次の9業種群  
食料品・飲食製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・建具製造業、土石製品製造業、機械金属工業、プラスチック製品製造業、伝統的工芸品産業、特産品

又は

福島県商工業振興基本計画(ふくしま産業プラン)に定められた成長産業分野等に該当する業種  
環境・新エネルギー関連産業、輸送用機械器具関連産業、生産用機械器具関連産業(半導体関連など)、医療・福祉機器関連産業、観光関連産業、介護、農商工連携、農業(産地育成)、情報通信関連産業、健康(もの・環境づくり)

8

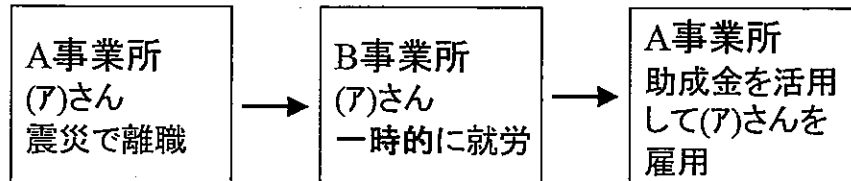
## ポイント解説(その5)

### 再雇用者とは

雇い入れた日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により就労したことがある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合をいいます。

離職後に一時的に別の事業所で就労した場合も再雇用者に該当します。

(注意)この場合も再雇用者に該当します。



#### [参考]

国の類似事業(被災者雇用開発助成金)では、再雇用者は助成金の対象外でしたが、本助成金では対象者となっています。

9

## ポイント解説(その6)

### 再雇用の割合が8割を超えると支給額が調整される

	期間1	期間2	期間3
再雇用A	○	○	○
再雇用B	○	○	○
再雇用C	○	○	○
再雇用D	○	○	○
再雇用E	○	×	○
新規ア	○	○	○
新規イ	○	←自己都合で退職	
新規ウ			○

※ウはイの補充して雇用

再雇用者の割合

期間1	5 ÷ 7	5 ÷ 6	再雇用E 除く 4 ÷ 5	5 ÷ 7
	71%	83%	80%	71%

の割合で支給

再雇用者の割合が8割以下の範囲内で支給

再雇用者の割合が8割以下となったので再度全員に支給

**【注意】**  
事業主都合により解雇が行われた場合には、新たに補充しても助成金は支給できません!

10

### ポイント解説(その7)

支給対象者の雇用期間3年間を支援  
(補充した人と雇用期間が通算される)

雇用期間を  
ハースト考える

ケース1

新規A	平成23年度 H24.2.1~	平成24年度	平成25年度	平成26年度 H27.1.31
-----	--------------------	--------	--------	--------------------

ケース2

新規B	平成23年度 H24.2.1~ H24.3.31 自己都合退職
-----	--

雇用期間3年間支援

新規C 新規Bの補充 H24.4.1から 雇用
----------------------------------

平成24年度 H24.4.1~	平成25年度	平成26年度 ~H27.1.31
--------------------	--------	---------------------

2か月 + 12か月 12か月 10か月 = 合計 36か月

23年度~26年度の4事業年度にまたがっても、支給対象者分の3年間支援を行う

11

違う人の雇用でも、補充であれば通算可。

### ポイント解説(その8)

助成金事業(23年度募集分)は26年度で終了(補充に要した期間は繰り延べとなるが、支給は事業期間終了まで)

ケース3

新規D	平成23年度 H24.2.1~ H24.3.31 自己都合退職
-----	--

新規E 新規Dの補充 H24.12.1から 雇用
-----------------------------------



平成24年度 H24.12.1~	平成24年度 H24.12.1~	平成26年度 H27.3.31
---------------------	---------------------	--------------------

2か月 + 4か月 12か月 12か月 = 30か月

23年度~26年度の4事業年度にまたがっても、支給対象者分の継続支援を行います。助成金事業(23年度募集分)が終了する26年度末までとなります。

12

## 申請書類

- ①産業復興支援事業助成金支給申請書(様式第1号)
- ②対象事業であることが分かる書類  
区分①の場合→補助金交付決定書の写し  
融資の場合は金銭消費貸借契約証書等で設備投資であることを証明できる書類  
区分②の場合→地場産業等の該当業種を指定様式に記載
- ③雇用契約書又は雇入通知書の写し
- ④官公署で発行した対象労働者の氏名及び生年月日を確認できる書類の写し  
(住民票、運転免許証等の写し)
- ⑤雇用保険被保険者資格取得等確認通知の写し又は雇用保険事業所被保険者台帳の写し  
※被保険者資格取得等確認通知書の発行に時間がかかる場合には、資格取得届の写しを提出し、後日、提出すること。
- ⑥求人票の写し(添付できない場合は、事業所の事業概要が分かるもの)
- ⑦暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第2号)
- ⑧役員一覧(様式第3号)
- ⑨その他県が必要と認める書類(振込口座の確認に必要な書類)

13

## 申請方法

申請期間 平成24年2月17日(金)～3月9日(金)

申請書の提出先

事業所の所在地を管轄する地方振興局の  
企画商工部

提出書類 指定された書類 2部

(添付書類を含め正本1部、副本1部)

提出書類(募集要領)の入手方法

平成24年2月上旬までに県ホームページ  
(雇用労政課)に掲載しますので、ダウンロードするか、県庁の窓口(県庁雇用労政課か地方振興局)で入手してください。

14

## 注意

本事業は、雇用後に申請手続きを行うこととなります。  
詳細は、支給要綱、募集要領をご覧になり、助成金の  
対象となるのか疑問がある場合には、県雇用労政課か  
地方振興局(企画商工部)にお問い合わせください。

県庁雇用労政課	〒960-0502 福島市杉妻町2-16	電話024-521-7290 FAX024-521-7931
県北地方振興局	〒960-8043 福島市中町1-19 中町ビル6階	電話024-523-2364 FAX024-523-2328
県中地方振興局	〒963-8540 郡山市麓山一丁目1-1	電話024-935-1292 FAX024-939-4674
県南地方振興局	〒961-0971 白河市昭和町269	電話0248-23-1546 FAX0248-23-1509
会津地方振興局	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	電話0242-29-5292 FAX0242-29-5228
南会津地方振興局	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1	電話0241-62-5207 FAX0241-62-5209
相双地方振興局	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30	電話0244-26-1117 FAX0244-26-1120
いわき地方振興局	〒970-8026 いわき市平梅本15	電話0246-24-6007 FAX0246-24-6019